

固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）に対する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和6年12月17日（火）から令和7年1月20日（月）まで

案件番号：145210410

- 意見提出件数：6件（内訳：法人4件、個人2件）

- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人A
2	個人B
3	西日本電信電話株式会社
4	東日本電信電話株式会社
5	KDDI株式会社
6	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会

固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）に対する意見 及びそれに対する考え方（案）

意見	考え方	修正の有無
固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）についての意見		
意見 1		
<p>○3 番号ポータビリティの実施の原則等</p> <p>利用者利便を確保するため、原則、番号ポータビリティを可能とすることについて賛同します。</p> <p>また、番号ポータビリティの実施の原則の例外に関して、移転先事業者が例外条件の追加を把握しておらず、利用者に対して番号ポータビリティが可能と案内したにも関わらず、番号ポータビリティできないケースが生じた場合、利用者利便を損なうことにつながるため、例外となる事例について、あらかじめ総務省において公表していただくことに賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）について、賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見 2		
<p>○4 番号ポータビリティの利用に係る手続</p> <p>利用者が負担する番号ポータビリティに係る料金の額を、利用者に過度な負担とならないよう設定することについて賛同します。なお、番号ポータビリティを行う際は、固定電話番号使用事業者間で発生する費用に加え、利用者からの番号ポータビリティの受付に係る費用も発生することから、当社においては、それらの費用も踏まえた料金の額を設定する考えです。</p> <p>また、例えば、フレッツ光をアクセス回線とするひかり電話から、他社電話サービスに番号ポータビリティで移行する際等においては、他社への申込のみ（ワンストップ）でひかり電話の解約手続きは完了しますが、フレッツ光の解約にあたっては、インターネット</p>	<p>○ 固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）について、賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p>接続サービスとしての利用継続意向の確認や、解約に必要な手続きや違約金等の説明が必要となるため、移転元事業者（当社）との既存契約に係る解約手続等の必要性について、移転先事業者（他社）から利用者に対して情報提供すべきとすることに賛同します。</p> <p>【西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社】</p>		
意見3		
<p>○5 番号ポータビリティの利用に係る運用 (1) 番号ポータビリティの迅速な実施の担保 全ての固定電話番号使用事業者がア～ウの内容に対応すべきとすることは、利用者利便性の向上に資するため賛同します。</p> <p>【西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）について、賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見4		
<p>○5 番号ポータビリティの利用に係る運用 (2) 引き止め行為等の禁止 自社の利用者が番号ポータビリティの申込みを行ったことを認知した後に、移転元事業者として、当該利用者に対する一切の引き止め行為を行うことに関しては利用者利便性を損なうため、引き止め行為等の禁止については賛同の考えです。</p> <p>【西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）について、賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見5		
<p>○ 固定電話の番号ポータビリティは、2001年開始当初より一貫してワンストップ方式による手続きを実施しており、2025年1月の双方向番号ポータビリティ開始後も運用の基本的な部分は、従前の片方向番号ポータビリティから変わらないものです。</p> <p>現状、番号ポータビリティを起因とする運用上の大きな課題は発生していない認識ですが、仮に、双方向番号ポータビリティ開始後に問題が生じた場合には、問題の原因を適切に捉え、必要に応じて具体的な解決策と合わせてガイドラインを改訂していくことで良いと考えます。</p>	<p>○ 固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>ガイドラインについては、番号ポータビリティの円滑かつ確実な実施を図るため、必要に応じてその内容を見直すこととしており、双方向番号ポータビリティ開始後に問題が生じた場合には、必要に応じて適切な見直しを行う考えです。</p>	無

【KDDI株式会社】		
意見6		
<p>○ 本ガイドライン（案）に賛同します。</p> <p>当協会は当協会の会員である電気通信事業者と共に新しい通信サービスの健全な普及に取り組んでいます。市場の公正な競争を確保するための活動を進めると同時に、苦情・通報窓口の設置、事業者やサービスに関する相談窓口の設置や、更に警察や関係機関と連携して犯罪等に利用された電話番号を停止、更に能登半島沖地震の避難所向けクラウド電話の無料開放等も行っており、健全なユニファイド通信市場を実現するために様々な活動を行っています。</p> <p>当協会は多くのユニファイド通信事業者が加盟しておりますが、そのほとんどが国内の番号管理事業者から電気通信番号の提供を受け、それを自社のサービスと組み合わせて、従来の電話よりも便利で安価なサービスを提供しています。昨今、クラウド技術やIP技術の進展をうけ、多くのユニファイド通信事業者が誕生しており、番号管理事業者（大手電気通信事業者等）など既存事業者とも日々激しく競争しています。</p> <p>東日本電信電話株式会社（以下、NTT 東殿）および西日本電信電話株式会社（以下、NTT 西殿）は、光コラボレーションモデルにおける卸先事業者（NTT 東殿若しくはNTT 西殿から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者、以下光コラボ事業者）に対し少なくとも意見書提出時点において文書等により以下の旨の説明を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一の番号管理事業者の配下の事業者の間で番号の移動が行われる場合は、法令上の番号ポータビリティに該当しない。 2. 前項の考え方に則り、光コラボ事業者間における利用者の移転（例えば、NTT 東殿の配下に存在する光コラボ事業者（A）の利用者が、光コラボ事業者（B）に番号を移転する場合）については、 	<p>○ 固定電話番号の番号ポータビリティの実施に関するガイドライン（案）について、賛同の御意見として承ります。</p> <p>固定電話番号の番号ポータビリティについては、全ての固定電話番号使用事業者が対象であり、NTT東西から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者間の番号ポータビリティについても対象となります。ただし、番号ポータビリティの利用以外に必要となる手続（例えばインターネット回線の契約事業者変更手続）については、本ガイドラインの対象外となります。</p>	無

<p>事前に移転元事業者（光コラボ事業者（A））の事前の承諾（事業者変更承諾番号の発行）がなければ移転できない。</p> <p>上記の考え方によって運用された場合、以下の懸念があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者が契約する電気通信事業者によって、番号移転が可能である場合と不可能である場合が発生することから、実際にワンストップの移転が不可能であることが多数発生することが想定され、結果的に消費者・利用者が混乱する。 2. 番号の契約時（ある番号の使用を開始した時）には、その番号を提供する事業者は消費者・利用者に対して双方向番号移転が可能である旨を説明する。しかし、後日その番号の利用者が移転を依頼した際には、その移転したい先の事業者は当該番号の移転が不可であると通知する。移転不可である理由は、単に事業者の都合であるため、その事業者や番号制度に関して不信感が生じる。 3. 番号管理事業者が番号の取得だけでなく、移転に関しても卸先事業者に対して関与することが可能となり、番号管理事業者の競争上・交渉上の優位性が更に高まることになる。これは、公正競争の面において大きな障壁・格差となると共に、日本のICT産業や日本経済の生産性向上の観点で他国と比較し劣後していく。 <p>上記を踏まえれば、本ガイドライン上で改めて「双方向番号ポータビリティの対象が電気通信番号の管理事業者若しくは非管理事業者（2以上の段階にわたる卸先事業者や利用者に役務を提供している事業者）が対象であること」を確認し、明確化していただくことを希望します。また、固定番号の双方向番号ポータビリティが正しく運用され、事業者間の公正競争や消費者保護がなされるために適切な指導・監督を行っていただくことを希望します。</p> <p>昨今の音声電話市場は、世界各国共通の現象として、新しい電気通信事業者（ユニファイド通信事業者）がサービスの差別化や技術開発力を武器に、新たな音声通信の役務を伸張させています。これにより、新しいサービスの普及や料金の低廉化が実現されています。大手通信事業者からは音声通信市場の縮退、斜陽が叫ばれる昨</p>		
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

今であっても、ユニファイド通信事業者の視点では、音声通信市場の拡大を目指し、日夜開発競争を行っています。消費者利便の向上、日本企業の生産性向上や競争力の維持・向上のためには、新規参入する意欲的なユニファイド通信事業者が卸元番号管理事業者とも競争できる環境、公正な競争環境が確保されることが大変重要です。

番号管理事業者と卸事業者の間の公平性を担保し、消費者の目線による便利な双方向番号ポータビリティとしていくために、現在は番号管理事業者のみに共有されている番号ポータビリティの実施に関する協定を協会や卸事業者にも開示した上で、オープンに議論することが必要です。

データ通信が主要な通信手段といわれる昨今であっても、本人確認の手段や安定性、信頼性が高いコミュニケーション手段として、ますます電気通信番号の需要は高まっています。利用者に電気通信番号が確実に紐付き、且つそれが使いやすい環境であることは、結果的に利用者利便だけでなく電気通信市場全体、もしくはそれを支える事業者全体の発展の礎になるものです。電気通信番号は特定の電気通信事業者によって所有、囲い込まれるものではなく、利用者が自らの意思で好きな時に好きな事業者で利用できる環境であるという考え方を基本に、固定電話番号の双方向番号ポータビリティが運用されることが何より重要です。さらに、特定IP電話番号(050番号)は、昨今多くの電話の大口需要家(コールセンター)などで使用されているものの、番号ポータビリティが義務化されておらず、高止まりしたサービスを利用せざるを得ない状況です。これらを番号ポータビリティの対象とすることで、更なる利用者利便を確保することが重要です。

番号管理事業者と卸事業者の間の公平性の担保については、ガイドラインにおいて、全ての固定電話番号使用事業者は、標準的な処理期間、手続に必要な情報及びその方法については、あらかじめ設定し、これを卸電気通信役務の相手方にあらかじめ共有することとしており、また、事業者間の不当な干渉について禁止していることから、全ての固定電話番号使用事業者がこれを遵守することで担保されるものと考えます。

特定IP電話番号(050)の番号ポータビリティについては、情報通信審議会で行われた議論において、

- ・ 特定IP電話番号(050)は番号の指定可能な余地が大きい。
- ・ 利用者が多いとはいえない状況である。
- ・ 番号ポータビリティを義務づけた場合、事業者において設備投資による負担が一定程度必要となり、結果、利用者にも負担が発生するおそれがある。

との理由から、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当であるとの結論が得られ、その結論を答申としていただいております。

このため、今後の対応については、引き続き状況を注視してまいります。

<p>健全な市場環境をつくるために、当協会は社会的責任を果たして行くべく、会員であるユニファイド通信事業者と共に、全力で協力・対応していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
意見 7		
<p>○ 郵政省時代から検討されてきた悲願なのは理解できるけれども、きょうびこの固定電話番号の番号ポータビリティが、企業向けを除外して、どの程度需要があるのだろうか。</p> <p>企業向けにはおそらく相当の需要があるとは理解するが、 >利用者にとって該当可能性が高いもの（例：「NTT東西以外の事業者が払い出した電話番号及びNTT東西が光ファイバーを利用した光IP電話サービス（ひかり電話）用として払い出した電話番号のNTT東西加入電話及び総合デジタル通信サービス（INSネット）への移行」）については、番号ポータビリティの実施の例外</p> <p>これ確実にひっかかる企業多いですが、 >契約時に交付する書面やHP等で利用者へ説明や周知となっていますが、説明の例示を強く要望したい。</p> <p>また、 >その他の事情を勘案して総務大臣が特に認める場合これについても例示を強く要望したい。</p> <p>いずれにしても本ガイドライン、こうした点でまだ穴が多く、認容できる内容ではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>○ 固定電話番号の双方向ポータビリティの実現は、利用者にとって、契約可能な事業者の選択肢が広がることから、法人のみならず個人にとっても利便の向上につながるものと考えております。</p> <p>番号ポータビリティの実施の例外として総務大臣が認める場合及び各ケースの利用者への影響については、総務省のWebページに掲載することとしており、その内容に基づき、事業者において利用者に対する十分な周知を行っていただくこととなります。</p> <p>総務省においても、事業者と連携し、固定電話番号における双方向ポータビリティに関する情報を利用者によりわかりやすいよう周知していく考えです。</p>	無
2. その他		
意見 8		
<p>○ 050Plus等のVoIP電話併せてご議論いただきたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 特定IP電話番号（050）の番号ポータビリティについては、情報通信審議会で行われた議論において、</p>	無

	<ul style="list-style-type: none">・ 特定IP電話番号（050）は番号の指定可能の余地が大きい。・ 利用者が多いとはいえない状況である。・ 番号ポータビリティを義務づけた場合、事業者において設備投資による負担が一定程度必要となり、結果、利用者にも負担が発生するおそれがある。 <p>との理由から、当面の間、番号ポータビリティの義務づけを行わないことが適当であるとの結論が得られ、その結論を答申としていただいております。</p> <p>このため、今後の対応については、引き続き状況を注視してまいります。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--